

富士見市国民健康保険税条例の一部改正について (課税限度額について)

●概要

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の法定限度額が改定されました。本市においても、中間所得層への負担増を緩和しつつ増収を図るために、富士見市国民健康保険税条例の一部改正を行い、課税限度額を改定するものです。

●改正内容

後期高齢者支援金等分の課税限度額を 22 万円から 24 万円に改定します。

●施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

●近年の課税限度額の推移

年度	本市の課税限度額				※参考 法定限度額
	医療分	支援分	介護分	合計	
平成 29	52 万円	17 万円	16 万円	85 万円	89 万円
平成 30	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	93 万円
令和元	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	96 万円
令和 2	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	99 万円
令和 3	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	99 万円
令和 4	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	102 万円
令和 5	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円	104 万円
令和 6	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円	106 万円
令和 7(予定)	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円	109 万円

●課税限度額の改正による影響①

課税項目	課税限度額	調定増見込額	課税限度額超過世帯数(全世帯に対する割合)
医療分	65 万円	±0 円	237 世帯 (1.84%)
支援分	22→24 万円	+3,889,300 円	221→186 世帯 (1.72%→1.44%)
介護分	17 万円	±0 円	117 世帯 (2.03%)

※令和 6 年 10 月 31 日時点のデータを基に試算しています。

●課税限度額の改正による影響②

課税項目	R 7 税額 (課税限度額変更前)	R 7 税額 (課税限度額変更後)	調定増見込額
医療分	1,413,319,100 円	1,413,319,100 円	±0 円
支援分	463,775,600 円	467,664,900 円	+3,889,300 円
介護分	189,046,300 円	189,046,300 円	±0 円

※令和6年10月31日時点のデータを基に試算しています。

